

八雲町津波避難計画改定業務 仕様書

1 業務目的

本業務は、北海道が公表した「北海道日本海沿岸における津波浸水想定」（平成 29 年 2 月）及び「北海道太平洋沿岸における津波浸水想定」（令和 3 年 7 月）をもとに、町全体（八雲地域・熊石地域）を対象とした「八雲町津波避難計画」の改定を主な目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、八雲町（以下「本町」という。）が実施する本業務に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な基本的事項を定めたものである。

3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。

4 業務場所

本業務場所は、八雲町内とする。

5 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 津波避難計画の改定
 - ①避難対象地域の検討
 - ②避難困難区域の検討
 - ③指定緊急避難場所等の設定
 - ④自動車避難のあり方の検討
 - ⑤津波避難計画改定案の作成
 - ⑥パブリックコメントの実施支援
- (4) 自動車避難交通シミュレーション
- (5) 八雲町防災会議運営補助
- (6) 業務報告書の作成
- (7) 打合せ協議（中間打合せ 1 回）

6 業務内容

(1) 計画準備

業務実施に先立ち、趣旨・目的等を十分に理解されたうえで技術的方針及び作業工程を検討し、業務計画書を立案・作成し、本町の承諾を得るものとする。

(2) 資料収集・整理

津波避難計画を改定するにあたって必要な資料を収集・整理する。また、現地において、避難場所、避難路となる主な経路の確認を行う。

(3) 津波避難計画の改定

①避難対象区域の検討

北海道の津波浸水想定区域を参考に、当該地域の地形、土地利用の状況等の地域の特性に応じて、津波避難が必要となる区域を把握する。

②避難困難区域の検討

1) 避難困難区域の設定

避難者が避難対象区域外へ移動する際の目安となる避難目標地点を設定する。避難目標地点まで最も短時間で到達でき、安全性や機能性が確保される避難路及び避難経路を設定し、避難が可能な距離（範囲）を設定する。

避難対象区域のうち、予想される津波の到達時間までに、徒歩を前提とする避難行動では避難対象区域外へ移動することが困難な区域を避難困難区域として設定する。

2) 避難困難区域内の人口算出（避難困難者数の検討）

避難困難区域内の人口を算出する。人口の算出にあたっては、当該区域内の住民や就業者に加えて、観光客など来訪者、滞在者等についても留意する。

③指定緊急避難場所等の設定

緊急避難場所、避難目標地点、津波避難ビル等の既往の施設及び新たに候補となる施設の抽出を行い、収容可能人数等について、既往資料を基に整理する。

④自動車避難のあり方の検討

本町の地形・地質、道路、交通、人口、建物等を考慮し、災害時避難の選択肢としての自動車避難のあり方について検討する。検討にあたっては、自動車避難に関する他自治体事例の整理、新たな浸水想定を踏まえた自動車による避難が想定される避難困難区域の抽出を行うものとする。

⑤津波避難計画改定案の作成

本町全体の津波避難に対する基本的な方針・活動を検討し、町全体を対象とする「八雲町津波避難計画」の改定案を作成する。

本町と協議のうえ計画の構成を検討し、主に次の項目について取りまとめを行う。

1) 総則

2) 避難対象区域

3) 避難困難区域及び区域内人口

4) 避難場所

5) 避難方法

避難方法は原則徒歩とするが、徒歩による避難が困難な避難行動要支援者の支援などにより自動車避難を選択せざるを得ない場合も考慮し、既存資料をもとに避難経路を検討する。

6) 避難経路等

想定する津波に対し、避難目標地点まで最も短時間で到達でき、かつ土砂災害等による通行支障の危険性が少なく、より安全性が確保される避難経路を設定する。設定にあたっては、応用地形判読により、避難経路沿いの急傾斜地等の崩壊危険性の有無を地形・地質的に評価する。

7) 積雪寒冷対策（防災備蓄庫整備・改築）

冬期の災害において、津波や降雪・降雨等によって避難後に低体温症によって命を失うことがないように、既存の防災備蓄庫に加え、防災備蓄庫の整備・改築の必要性について既

存資料をもとに検討する。

8) 積雪寒冷対策（食料等備蓄品及び資機材整備）

冬期の災害において、津波や降雪・降雨等によって避難後に低体温症によって命を失うことがないように、避難場所等に備蓄する乾いた衣類や燃料等の備蓄品、空調・暖房設備や電源設備等の資機材の整備に関し、既存資料をもとに検討する。

9) 避難行動要支援者等避難対策

避難行動要支援者等の方々が、津波浸水想定区域の外へ迅速に避難するための経路や避難場所等におけるバリアフリー対策などについて、既存資料をもとに検討する。

10) 防災教育及び啓発の実施方針

津波発生時に円滑な避難を実施するために、平時から津波の危険性の周知、ハザードマップの活用、地域の実情に応じた防災教育・啓発を継続的かつ計画的に実施する対策について、既存資料をもとに定める。

11) 津波避難対策

ア) 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、配備体制等について、既存資料をもとに定める。

イ) 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防団員、民生委員などの安全確保について、既存資料をもとに定める。

ウ) 津波情報等の収集・伝達

大津波警報、津波警報、津波注意報や津波情報の収集及び伝達手段・体制について、既存資料をもとに定める。

エ) 避難指示の発令

地震発生後あるいは津波情報を受理した後、速やかに避難指示等を発令し、住民に伝達できる体制について、既存資料をもとに定める。

オ) 津波避難訓練

地域の実情に応じた訓練実施体制、参加者、訓練内容等について、既存資料をもとに定める。

カ) 観光客、海水浴客等の避難対策

観光客や海水浴客等で海岸付近に滞在する者等の避難対策について、既存資料をもとに定める。

キ) 地域津波避難計画

地域における津波避難計画の作成方法、作成内容等について検討する。

⑥パブリックコメントの実施支援

津波避難計画改定案を対象とするパブリックコメントを実施する場合、実施後に住民の意見・要望等に対する回答案作成の支援を行う。

津波避難計画改定案に対し、パブリックコメントにおける意見等を踏まえて適宜追加修正し、発注者が必要に応じて実施する最終的な庁内調整等の結果を反映した津波避難計画改定案をとりまとめる。

(4) 自動車避難交通シミュレーション

自動車避難のあり方の検討時に避難時の渋滞発生箇所を抽出し、検討に反映するものとする。

(5) 八雲町防災会議運営補助

八雲町防災会議の運営補助（資料作成、説明、記録等の支援）を行うものとする。

(6) 業務報告書の作成

本業務の実施内容を業務報告書等の成果品にとりまとめる。

(7) 打合せ協議

受注者は、業務に円滑な遂行を図るため、「業務着手時」、「中間時」、「成果品確認時」の計3回打合せ協議を行うものとし、その都度記録し相互に確認するものとする。なお、打合せ協議は必要に応じてオンライン協議を行うことを妨げない。

7 工程管理

受注者は、業務計画書に基づき適正な工程管理を行い、適宜、進捗状況を本町に報告しなければならない。なお、本町より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに応じなければならない。

8 関係官公署への手続き

本業務に必要な関係官公署等に対する諸手続きについては、本町、受注者協議のうえ受注者において迅速に処理しなければならない。

9 賠償責任

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、本町、受注者協議のうえ受注者において迅速に処理しなければならない。

10 守秘義務

受注者は、本業務の遂行により知り得た情報を受注者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

11 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受注者は、個人情報保護条例等関係法令を遵守した個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を進めなければならない。

また、受注者は情報セキュリティマネジメントシステム JISQ27001 の認証を受けていることとし契約時に認証の写しを提出する。適切な個人情報管理とセキュリティ体制を確保したうえで、個人情報の漏洩、紛失及び改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理を行う。

12 成果品の納入及び検査

本業務の成果品について、受注者は、発注者の検査を受けるものとする。

なお、本業務の成果品として納入するものは以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 業務報告書（本編及び概要版） | 各1部（A4版） |
| (2) 八雲町津波避難計画（原稿） | 1部（A4版） |
| (3) 電子データ | 一式（CD-R または DVD-R） |

13 成果品の瑕疵

成果品の検査及び引渡し後において、不良箇所が発見された場合は、本町の指示により補足、修正を行うものとする。なお、これに係る経費は受注者の負担によるものとし、瑕疵による補足、修正の請求は、引渡しを受けた日の翌日から起算して3年以内とする。

14 成果品の帰属

本業務で作成した成果品及び各種データは、全て本町に帰属するものとし、受注者は本町の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

15 貸与資料

本町は、本業務遂行上で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに本町に返還するものとする。なお、貸与資料は、その重要性を認識し、取扱い及び保管は十分注意するものとする。

16 再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

17 疑義

本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、本町、受注者双方協議のうえ決定するものとする。